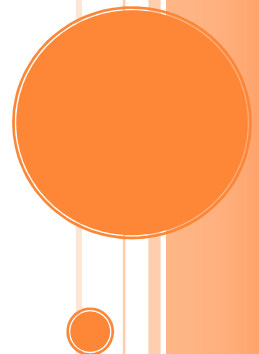


# 早稲田大学学生の皆さまへ

～ 早稲田大学学生健康増進互助会についてのご案内～  
2010 年度版

当医院は早稲田大学の提携歯科医院となっております。早稲田大学の学生様の健康と学生生活の一助となる様努力致しますので、ぜひこの制度を御周知頂き、御活用下さいます様ご案内申し上げます。

関歯科/矯正歯科医院



## 早稲田大学学生の皆さまへ

～早稲田大学学生健康増進互助会についてのご案内～ 2010年度版

### 【ご挨拶】

当医院は「早稲田大学」所沢キャンパス行きターミナル駅(小手指駅)北口近くにあります。当医院は早稲田大学行き運行バスが小手指駅から発着するようになって以来、提携歯科医院としてお世話になっております。

現在は「学生健康保険組合」(旧名称)から「学生健康増進互助会」(新名称)に名称変更され、引き続き早大生様の健康増進の一助となるよう契約更新させていただいております。健康なキャンパスライフを満喫されることを願い、微力ではございますが努力したいと思っております。

学生様におかれましては、提携医院、提携歯科医院、あるいは医療費給付のシステムがよくわからない方もおられるようでしたので、当医院HPに『早稲田大学学生健康増進互助会(「学生早健会」)』をリンクさせていただき、より一層のご理解を得られるように配慮いたしました。

簡単に申しますと『特定歯科治療(簡単な虫歯処置及び親知らずの抜歯等)にかかる医療費の一部を「学生早健会」が給付してくれるため、医療費(歯科医療費)が安くなる....』という制度です。このような制度を設けている大学は少なく、是非必要があればご利用いただけることをお勧めいたします。

### 【問い合わせ先】

早稲田大学学生健康増進互助会(学生早健会)

<http://www.waseda.jp/student/hoken/gojyokai>

TEL: 03-3203-4349

MAIL: [gakusei-kenko@list.waseda.jp](mailto:gakusei-kenko@list.waseda.jp)

## 【早稲田大学の医療給付とは…】

早稲田大学の医療給付制度は、早稲田大学学生健康増進互助会(学生早健会)が行っている事業の一つで、年間6万円までの医療給付金を会員の皆様に支給します。

学生早健会は、会員(学生)から納入された会費により運営されている互助会です。

早大生の健康に関する要望を反映するため、学生のみで構成された学生早健委員会も協力して活動しています。



(大学発行の互助会案内をご覧ください...)

## 【医療給付のポイント】

各キャンパス近辺には学生早健会の契約医院があります。契約医院では、医療給付を**手続き不要**で簡単に受ける事が出来ます。

**学生証と保険証の提示必須**

医科、薬局の場合は、契約外医科、契約外薬局であっても医療給付の対象となります。学生生活課もしくは各学部事務所(早稲田・戸山キャンパスを除く)で申請手続きを行って下さい。

**歯科については契約歯科以外での治療は給付対象外です。**

**詳しい申請手続き方法は、学生健康増進互助会案内または学生早健会 HP をご参照下さい。**

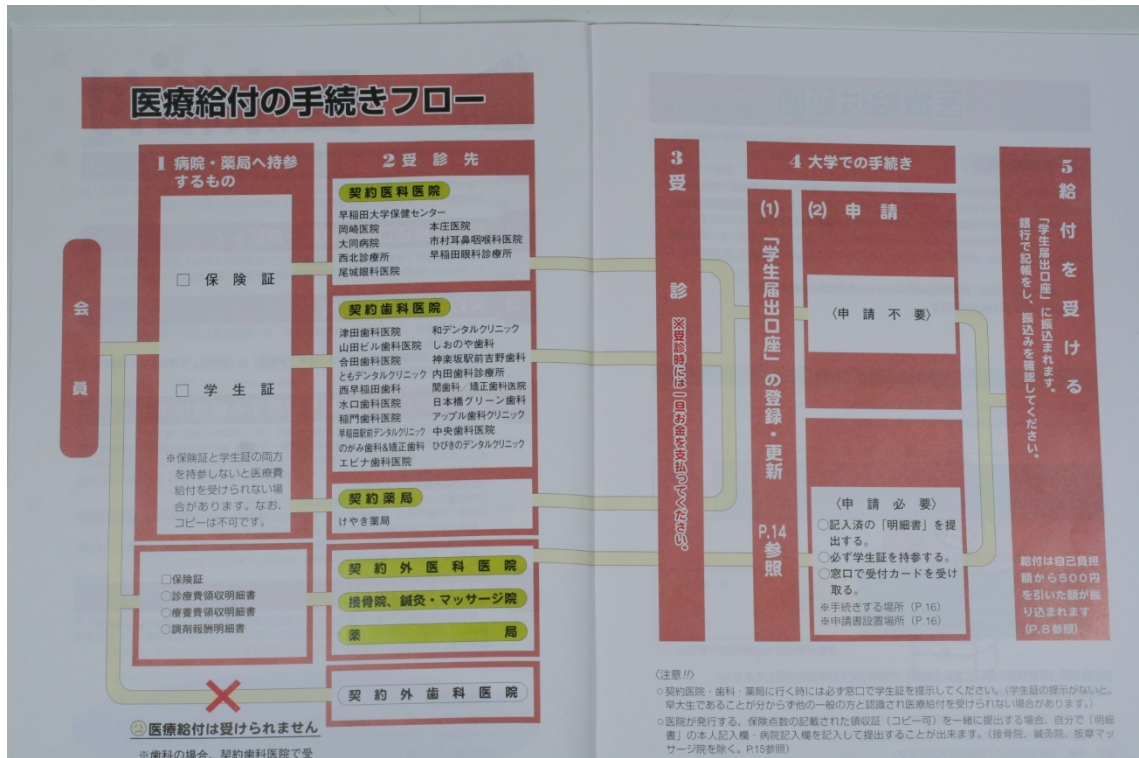
学生早健会は、会員の皆さんが病院で支払った医療費の自己負担分(3割)の一部を請求に基づき給付します。

**申請の為の明細書1件にあたり、500円は給付金額から控除される為、医療費の自己負担額が500円以下の場合には申請出来ません。**

明細書は、月別、病院・薬局別、入院・通院別にまとめて1件として提出する事が出来ます。

1回の受診料が 500 円未満でも、同じ病院に同じ月に複数回かかった結果、受診料の総額が 500 円以上になった場合には医療給付の申請をする事が可能です。

医療給付金が振り込まれますので、必ず Waseda-Net ポータルから「学生届出口座」の登録を確認して下さい。



医療給付制度をはじめとする学生早健会の各種制度の詳細は、学生健康増進互助会案内または学生早健会 HP をご参照下さい。

学生早健会 HP : <http://www.waseda.jp/student/hoken/gojyokai/>

(Waseda-net ポータル 学生生活 学生健康増進互助会で簡単にアクセス出来ます)

学生早健委員会 E-MAIL:waseda.soukenkai@gmail.com

## 〈早稲田大学の学生様が当医院を受診される場合は...〉

～ 以下の点の確認をお願いします ～

### 【学生届出口座の確認】

契約医療機関で診療を受けた場合、500円以上の自己負担分について学生健康増進互助会から医療給付が受けられます(給付申請は自動的に行われます)。

ただし、『学生届出口座』への口座登録・更新がないと、振込みが出来ず医療給付が受けられません。

そこで必ず以下の方法で『学生届出口座』が登録されていることを確認して下さい。

口座未登録または銀行の統廃合により銀行コード、支店名、支店コードなど口座情報に変更が生じた方は、至急 Waseda-Net ポータルで「学生届出口座」の登録・更新を行って下さい。

### 【学生届出口座の確認及び登録・更新方法の確認】

早稲田大学 HP    Waseda-Net ポータル    Profile    学生届出口座情報登録変更

振込口座は都市銀行または地方銀行の普通預金口座で、本人名義のものに限られます。

留学生の方は、口座名義が学生証のカナ氏名と同一のカナ氏名のものを登録して下さい。

医療費給付は、診療月から3ヶ月間口座の登録・更新がないと無効となります。

1件につき500円は自己負担です。

### 【学生健康増進互助会の会員資格の確認】

- (1) 各学部の正規生。但し人間科学部通信教育課程学生を除く。
- (2) 各大学院の正規生
- (3) 各大学院の研究生
- (4) 別科日本語専修課程生

委託学生、科目等履修生、交流学生及外国人特別研修生の皆さんは会員ではありません。

### 【早稲田大学学生健康増進互助会(学生早健会)とは?】

学生早健会とは、会員(学生)から入学時に納入された会費により、会員の健康の維持、増進を図るとともに、医療費の一部給付を行っている互助会です。

本組合の給付対象は会員(学生)本人のみです。(家族は対象となっていません)